

「北欧会議」の形成過程

一九五二年「コペンハーゲン北欧外相会議」設立交渉を中心に

古 谷 俊 行

一、はじめに

第二次世界大戦後、ヨーロッパでは「欧州経済協力機構(Organisation for European Economic Co-operation)」や「欧州審議会(Council of Europe)」、またはシューマン・プラン(Schuman Plan)に基づいた「欧州石炭鉄鋼共同体(European Coal and Steel Community: ECSC)」といった、様々なヨーロッパ諸国の協力が具現化されていった。¹⁾一方、スカンディナヴィア諸国では、先のヨーロッパ諸国による様々な協力に参加しながら、同時並行的にスカンディナヴィア諸国による協力を模索していた。そして、スカンディナヴィア諸国による協力を具現化したのが「北欧会議(Det nordiske råd)」であった。²⁾

本稿の目的は、「北欧会議」の形成過程、具体的には一九五二年三月十五日から十六日、デンマークの首都コペンハーゲンで開催された「コペンハーゲン北欧外相会議(Det nordiske udenrigsministermøde i København)」の中で議論された「北欧会議」の設立交渉を、一次史料を中心に分析することである。そして、この設立交渉で主役となるデンマーク、スウェーデン、ノルウェーの議論を中心に、これら三カ国の間で何が問題となり、それがどのように解決して最終的に「北欧会議」の形成が合意に達したのかを明らかにすることである。そして「北欧会議」がなぜ当時スカンディナヴィア諸国で受け入れられ、またなぜ「北欧会議」の形成という選択を行ったのか、という要因を指摘することである。

二、「北欧会議」構想の展開

「北欧会議」は一九五一年八月、ストックホルムで開催された「北欧議員間連合 (Nordisk parlamentarisk råd)」の場で、デンマーク社会民主党のハンス・ヘーズドフト (Hans Hedtoft) によって提案された。このとき彼は社会民主党が前年の選挙で敗北したために、野党の一議員という立場からそれを提案したのであった。彼は、スカンディナヴィア諸国の協力を通じて、スカンディナヴィア諸国が国内政策の協働を行わない限り、スカンディナヴィア諸国はその外交政策を諸外国に効果的に行使できないと考えていた。そして、スカンディナヴィア諸国の協働で決められた提案は、各加盟国の議会に送付され、各加盟国の承認によって共通のスカンディナヴィア外交政策を打ち立てようとするものであった。つまり、彼の協力構想は、政府による一方的な外交政策の立案を排除し、国民の代表である議会が中心となって、共通のスカンディナヴィア外交政策を樹立しようとするものであった。そしてこの構想は、スカンディナヴィア諸国の議会を中心とするものであり、各国の議員代表から成立する協力だったのである。そのため、この協力には加盟国の首相や外相などの政府関係者が参加することは想定されていなかった。

ヘーズドフトが議会を中心に、スカンディナヴィア諸国の協力を模索したのは、第二次世界大戦中の経験が大きな影響を与えたと推察される。当時ナチス政権はスカンディナヴィアにおける軍事的優位を確保するという理由から、ノルウェー支配を重点に置き、デンマークをその中継地点としてしか認識していなかった。そのためナチス政権は、たとえドイツがデンマークを占領したとしてもその内政には関与しないと通告したのであった。デンマークのスタウニング (Thorvald Stauning) 政権は、ドイツの通告を受け、最終的にドイツとの交戦を避けるという理由から降伏という選択を行った。その後、ドイツの占領を受けながら、既存の政府や行政が存続するという「交渉政策 (Forhandlingspolitik)」が暫時展開された。だがこの政策はドイツがデンマークに軍政を敷いたことで終焉し、その後レジスタンス運動が国内に広がっていった。こうした戦時中の行政府による外交判断は、必ずしもデンマークにとつて望ましい結果が得られなかった。このような経験を踏まえて、国民の代表である議会が中心となって政府の外交政策を監視し、外交政策に国民の意思を反映させようという思想が生まれたと考えられる。それを敷衍したものが「北欧会議」構想であった。そのためヘーズドフトはスカンディナヴィア諸国の議会を中心とした「北欧会議」構想を提案し、その構想に加盟国の首相や外相などの政府関

係者を除外したのであった。

「北欧議員間連合」でヘーズドフトが自らの構想を提案したとき、彼の構想に反対する者はいなかったが、懐疑的な反応を示す者がおり、そのためこの議員間連合では「北欧会議」の設置に関する決議は行われなかった。決議は見送られたものの、基本的な「北欧会議構想」のコンセプトは受け入れられ、議員間連合は「北欧会議規則 (Statut for det nordiske råd)」の起草委員会を任命した。¹²ヘーズドフトの「北欧会議」構想のコンセプトが基本的に受け入れられたのは、当時のヨーロッパの状況が大きく影響を与えている。スカンディナヴィア諸国は第二次世界後OEECや「欧州審議会」といった、ヨーロッパ諸国との協力に関与する一方で、スカンディナヴィア独自の協力をも模索していた。だが、一九五〇年以降になると、フランスを中心とする超国家主義的な統合か、イギリス・スカンディナヴィア諸国を中心とする政府間主義的な統合かという協力形態の方向性の違いから、OEECや「欧州審議会」は徐々にその重要性を失いつつあった。その後フランスを中心とする大陸諸国がE.C.S.Cの結成に向けて動き出した。¹⁴この時期、スカンディナヴィア諸国はノルウェーが提案した経済協力構想や、スウェーデンが提案した「スカンディナヴィア中立同盟 (Skandinavisk forsvarsforbund)」構想が浮上するも、各国の合意を得ることができず頓挫していた。¹⁵更

にヨーロッパ諸国による協力のコンセプトの違いから大陸諸国との足並みが乱れ、ヨーロッパ諸国の協力から遠ざかるようになっていった。スカンディナヴィア諸国にとつて、こうした状況は、各国が単独で外交政策を展開させることを困難にするものであった。なぜなら、この時期すでにフランスを中心とする超国家主義的な統合が、ヨーロッパ諸国間による協力の主要なコンセプトとなりつつあったからである。このようなヨーロッパにおける状況が、基本的に「北欧会議構想」のコンセプトを各国に受け入れさせたのであり、デンマーク政府も野党議員の提案であるその構想に理解を示したのであった。

起草委員会が「北欧会議規則案」の作成に取り掛かる中、フィンランドがソ連側に配慮して「北欧会議」構想から撤退を表明した。¹⁶だが最終的に起草委員会は十三条からなる「北欧会議規則案」¹⁷を各国に通知することとなった。¹⁸その特徴は加盟国各国の議員代表の他に、首相や外相、場合に依じて他の大臣も参加でき、議員代表も政府代表もどちらも議決権を有していた。これはスウェーデン外相エステン・ウンデン (Osten Undén) の意向が反映されたものであった。¹⁹また、規則の当事者は加盟国政府ではなく、加盟国議会となっていた。当初のヘーズドフトが構想していたものとは違っていたが、彼は起草委員会に参加していく中で、この規則案を支持

していった。²⁰⁾

この「北欧会議規則案」は、十二月に再度開催された「ストックホルム北欧議員間連合」で議論されることとなった。

ストックホルム北欧議員間連合において、起草委員会が作成した「北欧会議規則」に、フィンランドの将来的な加盟留保と脱退手続に関する条項が追加され、全部で十五条からなる規則となった。²¹⁾ ノルウェー政府は議会の一部がこの規則案に反対したための、この規則を支持しなかった。²²⁾ ノルウェー政府がこの規則案に反対した最大の理由は、議会の一部が加盟国の首相や外相などといった政府代表が、議決権を持って「北欧会議」に参加することに懸念を示したからであった。ノルウェー政府は「北欧会議規則」に関して再度議論したいと提案し、一九五二年の二月に改めてこの規則案について議論した。ノルウェーは政府代表に「北欧会議」の議決権を与えなという修正案を提出したが、結局前年の十二月に承認された「北欧会議規則」が再度了承された。²³⁾

「コペンハーゲン北欧外相会議」に至るまでの議論の中で重要なものは、「北欧会議規則」が起草されていく過程で、ヘーズドフトの提案とは反対に、政府代表が「北欧会議」の構成員として認められていった点である。更に、提案者であったヘーズドフトもそれを了承したことである。そして「北欧会議規則」はデンマーク、スウェーデン両政府に支持されたの

であった。その一方で、ノルウェーは政府代表が「北欧会議」に参加することを懸念し、「北欧会議規則」には難色を示した。この段階で、「北欧会議規則」を支持するデンマーク、スウェーデンと、それに懐疑的なノルウェーとに二分されていた。このようなデンマーク、スウェーデンとノルウェーとの間の、「北欧会議」のコンセプトを巡る意見調整は、翌月開催されることになっていた「コペンハーゲン北欧外相会議」に委ねられることとなった。

三、「北欧会議」の設立交渉

— 一九五二年三月「コペンハーゲン北欧外相会議」—

一九五二年三月十五日から十六日に開催された、「コペンハーゲン北欧外相会議」には、デンマーク外相オーレ・ビョーン・クラフト (Ole Bjørn Kraft)、スウェーデン外相エステン・ウンデン、ノルウェー外相ハルヴァール・M・ランゲ (Halvard M. Lange) そしてアイスランドからはシグルズル・ノールダール (Sigurdur Nordal) が出席していた。²⁴⁾

(一) デンマークとノルウェーの対立

「北欧会議」の設立についての交渉が始まると、デンマークとノルウェーの対立が明らかになっていった。まずデン

マーク外相クラフトが、先月の「北欧議員間連合」にノルウェーが提出した、「北欧会議規則修正案」について議論した。この修正案の最大の特徴は、すでに了承されていた「北欧会議規則」と違い、加盟国の首相と外相といった政府代表は「北欧会議」の議決権を持たないと規定していた。しかし彼は、この修正案は事実上加盟国の首相と外相などの政府代表を「北欧会議」の代表として認めていないと解釈した。²⁷ 彼は、「北欧会議」が実効力のある組織になるためには、加盟国の首相と外相といった政府代表を「北欧会議」の代表として派遣することが重要であると考えていた。²⁸ そのため、この条項に関する修正は認められるものではなかった。彼はまた、ノルウェーが修正案を提出したのは国際機構に自国の「主権」を制約される協力形態に躊躇していると考えていた。事実、ノルウェーは一九五一年に開催された「オスロ北欧外相会議 (Urikesministeriet i Oslo)」で、スカンディナヴィア諸国による何らかの協力を構築しようとした、極めて緩やかな相会議の下で各国代表が参集するといった、極めて緩やかな協力形態であった。²⁹ そのため、ノルウェーの修正案は「北欧会議」の実効性を損なうものと考えたため、もしノルウェーとスウェーデンがすでに承認された「北欧会議規則」に反対するならば、この交渉から撤退すると表明したのであった。³⁰

デンマークが「北欧会議」の実効性を求めていたのは、当

時のデンマーク外交が極めて制限されやすい状況に追い込まれていたからであった。デンマークは第二次世界大戦後、強い経済的な結びつきからイギリスとの協調を図っていた。一方、二度のスレーズヴィ戦争や第二次世界大戦中の防共協定の一方的放棄ということから、フランスやベルギー同様、「ドイツ問題」の解決にも関心があつたと考えられる。デンマークとしては、「欧州審議会」の場で、イギリスとフランスが協調し、西欧諸国が結束すれば自国の外交的立場が確立できると考えていた。しかし、「北欧会議」構想が議論されているとき、すでに西欧諸国はフランスを中心とするE.C.S.C. 参加国とそれ以外の国家というように二分されつつあつた。もちろんデンマークは後者の立場であり、西欧諸国内での外交的立場の確立が非常に危ういものとなつていた。そのため、デンマークとしては、「北欧会議」を利用して、西欧諸国内での外交的立場の確立を目指し、「北欧会議」に実効性を持たせたかったのであつた。

デンマークの強い意見を受けて、ノルウェー外相ランゲは自国の立場を主張した。彼は、すでにノルウェーでは「北欧会議」に加盟国の首相と外相といった政府代表が「北欧会議」の議決権を持たないことでは政府と議会が一致し、仮に「北欧会議」に加盟国の首相や外相などの政府代表が参加した場合、加盟国政府を多分に拘束するのではないか、という懸念

を表明した³⁵。彼は更に、加盟国首相や外相が議決権を持たないで参加するシステムならばノルウエーは賛成できるとし、そもそも加盟国首相や外相などといった政府代表が「北欧会議」に参加すること自体根柢のないことだ³⁶としてヘーズドフトが当初提案した政府関係者が参加しない形の「北欧会議」構想を持ち出して、ノルウエーが可能な限りの譲歩を行ったことを誇示した。ノルウエー政府としては、基本的には「北欧会議」には賛成していたものの、一部の議員等が、首相や外相といった政府代表が「北欧会議」に加われれば、自国がそれに拘束されるのではないかという危機感を抱いていた。そのため、ノルウエーでは、「北欧会議」に議決権を持たない形で加盟国の首相と外相が参加することで、「北欧会議」に対する懐疑派と政府との間で妥協が図られていた。従って、デンマークの主張するような事柄を受け入れることは、国内の妥協を崩す恐れがあったために、到底受け入れられるものではなかった。

デンマークとノルウエーの主張が正面から対立する中で、スウェーデン外相ウンデンは両者の主張に傾聴していた。彼は、両者の意見を尊重するかの様に、当初はデンマークの主張するような、加盟国の首相と外相といった政府代表が議決権を持って「北欧会議」に参加することに賛成していたと発言した³⁷。しかし、ノルウエーの意見を聞くうちに、ランゲ

の意見も納得できるところがあるとし、最終的にノルウエーの態度を支持すると表明したのであった³⁸。スウェーデンが妥協的な立場を取りつつも、「北欧会議」の形成に極めて前向きだった背景には、自国の中立政策の保障を「北欧会議」に求めようとしていたからであった。本来ならば「スカンディナヴィア防衛同盟」構想によってそれは解決されるはずであったが、最終的にその構想が破綻してしまつたために、中立政策の保障をそれに求めることが不可能になってしまつた。そのためそれを今度は「北欧会議」に求めることにした。なぜなら、「北欧会議」はスカンディナヴィア諸国のみ協力であり、ヨーロッパ諸国やアメリカ、ソ連といった超大国から一線を画すことが可能であつたからである。要するに、冷戦構造の中で中立政策といった自国の外交的立場を明確にするには、ヨーロッパ諸国やアメリカ、ソ連と一線を画す必要があると考えた。そのため「北欧会議」構想に柔軟に対応し、実現に向けてデンマークとノルウエーの意見調整を行おうと努めたのであつた。

スウェーデンまでもノルウエーの修正案に理解を示したにもかかわらず、デンマークは修正案に対する反対の立場を変えようとはしなかつた。クラフトはノルウエーの修正案を受け取つたとき、これでは「北欧会議」の実効力が弱まる³⁹といつた失望感が強いというデンマーク国内の反応を述べた。ま

た彼は、問題の核心は加盟国の首相や外相が議決権を持つかどうかであるとし、彼は改めて加盟国の政府代表を、議決権を有した形で「北欧会議」に参加させるように要求したのであった。³⁹⁾

ここにきてノルウェーは自国の複雑な立場を露呈することとなった。ランゲとしてはデンマークの意見は理解できるものであり、ノルウェー国内にもデンマークが主張するような、加盟国の政府代表が議決権を持つ形で「北欧会議」に参加してもよいという意見もあると述べた。ノルウェー政府としては「北欧会議」構想には前向きであり、政府関係者が参加する形での協力を受け入れる用意があった。ノルウェーは第二次大戦後、経済協力構想やスカンディナヴィア諸国による協力を提案するなど、何らかの協力に参加することには前向きであった。そして、そのような協力の中で、自国の外交的立場の確立を模索していた。しかし、議会の一部が、何らかの協力に参加した場合、ノルウェーの主権が制限されるのではないかと懸念を抱くものが多数存在していた。政府としては「北欧会議」の実現を目指すには、彼らと妥協を図り、政府関係者が参加しない形の「北欧会議」構想をノルウェーの基本姿勢とする他に選択の余地が残されていなかった。

「北欧会議」の設立交渉は、当初デンマークとノルウェーの対立から幕を開けることとなり、「北欧会議」に加盟国の

政府代表を、議決権を持たせて参加させるかどうか、というところに対立の要因が存在していた。デンマークは「北欧会議」の実効性が弱まるとして、頑なに議決権を有した形で加盟国の政府代表を「北欧会議」に派遣したい、と考えていたのに対し、ノルウェーは議決権を有した形で加盟国の政府代表を「北欧会議」に派遣した場合、「北欧会議」に自国が拘束されるのではないのかという危機感を抱く懐疑派が存在するといった複雑な立場から、議決権を持たせずに、政府代表を「北欧会議」に派遣するという主張を容易に変えることができなかつた。

(二) ウンデン外相による妥協案の提示

デンマークとノルウェーの意見が対立し、交渉が暗礁に乗り上げかけたとき、ウンデンは、問題の核心は加盟国首相と外相が「北欧会議」の代表になり、その上彼らが議決権を有して「北欧会議」の交渉に参加することであると⁴⁰⁾し、次のような妥協案を提示したのであった。

「加盟国政府は（「北欧会議」に）代表を派遣し、代表はいかなる場合も加盟国各国政府によって任命される。

加盟国政府の代表は（「北欧会議」の）交渉に参加することが可能であるが、加盟国政府の代表は（「北欧会議」

の「議決には参加できない」⁴²⁾

この妥協案の提示を受けてランゲは、加盟国の首相と外相などの政府代表が「北欧会議」に議決権を有しない形で参加することになっているので、ノルウェー国内でも受け入れられるとして、この妥協案を支持した。⁴³⁾しかしランゲは、これ以上「北欧会議」を拘束力が発生するような機構になるのはノルウェーにとつて受け入れ難いものであるとして、この妥協案の範疇を超えたいかなる提案を受け付けなとも述べた。クラフトも、たとえ加盟国の首相や外相といった政府代表が、議決権を持つて北欧会議の交渉に参加できなくとも、北欧会議そのものに参加できるのであれば、北欧会議の実効性は保たれるとして、この妥協案を受け入れることにした。⁴⁴⁾ただし、彼はノルウェーが最後まで加盟国の首相や外相に議決権を持つてことを認めなかったことについては遺憾の意を表していた。⁴⁵⁾

このように、ウンデンが提示した妥協案がデンマーク、ノルウェー双方に受け入れられたことで、スカンディナヴィア諸国は「北欧会議」の形成に向けてようやく足並みが揃うこととなった。ウンデンが提示した妥協案は最終的に決定された「北欧会議規則」にそのまま盛り込まれることとなった。⁴⁶⁾なお、最終的な「北欧会議規則」には、「北欧会議規則

案」に盛り込まれていた脱退条項が削除され、代わりに各加盟国議会の承認で規則が発効するといった、規則の発効手続きが盛り込まれた。

(三)「北欧会議」の設立へ

最後に、「北欧会議規則」をどのように扱うか、各国間で協議した。デンマークは「北欧会議規則」に法的拘束力を持たすためにスカンディナヴィア諸国の間での多国間条約にしよう⁴⁷⁾と提案した。スウェーデンとノルウェーはこの意見に反対した。⁴⁸⁾そのため、デンマークは何らかの法的または議会承認に基づいた方法で、加盟国各国がこの規則を承認し、加盟国すべてがこの規則を承認したときに効力が発生するようにしたらどうか、と再度提案した。⁴⁹⁾この提案に関しては、スウェーデンとノルウェーも納得した。⁵⁰⁾そして「北欧会議規則」は一九五二年三月十六日に正式に承認され、各国の議会に付託されるのであった。

外相会議終了後、参加国はコミュニケを発表し、この交渉で最終的に了承された「北欧会議規則」は加盟国各国の議会で承認されることと北欧会議の決議を「勧告」にすること、それにデンマーク、スウェーデン、ノルウェーは十六名の代表が、アイスランドは五名の代表が「北欧会議」に派遣されること、それに政府代表は交渉に参加できるものの議決権は

持たないということが改めて確認された。⁵¹この後、一九五二年の五月から六月にかけて各国の議会で「北欧会議規則」の承認が行われた。⁵²デンマークとスウェーデン、そしてアイスランドでは、「北欧会議規則」は無事に議会を通過した。⁵³特にデンマークでは、「北欧会議」に関する国内法を制定し、「北欧会議」を実効性のある機構にしようと努めた。他方ノルウェーではこの決議をめぐって議会が紛糾した。棄権を除いて、労働党はほぼ全員が賛成に回り、農民党とキリスト教人民党は反対に回ったのに対し、右翼党と左翼党は党内が賛成派と反対派に二分されたものの、結局「北欧会議規則」はノルウェー議会で承認されたのであった。⁵⁴

四、おわりに

「北欧会議」の形成過程について、「コペンハーゲン外相会議」での交渉を中心に見てきたが、次に挙げる事項が「北欧会議」の形成において重要な点である。

第一に、「北欧会議」規則が二度改定されたことである。一九五一年の「ストックホルム北欧議員間連合」において改定された規則には、フィンランドの将来的な加盟留保の条項と脱退条項が盛り込まれ、「コペンハーゲン外相会議」において改定された規則には、脱退条項の代わりに規則の承認手

続きが盛り込まれた。そして、最も重要なことは、規則の当事者が加盟国政府ではなく、加盟国議会になったことである。すなわち、加盟国議会を当事者とするので、「北欧会議」を緩やかな協議体に留め、拘束力の発生を防ごうとしたのであった。だがその一方、デンマークは「北欧会議」に関する国内法を制定し、「北欧会議」を実効性のある組織にしようと努めた。

第二に、「北欧会議」設立交渉での対立、特にデンマークとノルウェーの対立の要因は、加盟国の首相や外相といった政府代表に議決権を持たせる形で「北欧会議」に参加させることであった。デンマークは「北欧会議」に実効力を持たせたいという理由から、議決権を有する形での政府代表の参加を望んでいた。しかし、ノルウェーは国内の懐疑派に配慮して、議決権を持たない形での政府代表の参加を望んでいた。

この両者の意見の相違を纏めたのはウンデーンの妥協案であった。この妥協案の提示により、最終的に「北欧会議」の設立が決められ、同時にスカンディナヴィア諸国による緩やかな協議体という性格を、「北欧会議」に付与したのであった。最後に、最終的に各国が「北欧会議」の形成ということに収斂したのは、当時のヨーロッパ情勢の影響を強く受けたからであった。スカンディナヴィア諸国は、第二次大戦後それぞれ自国の外交的立場の確立を図るために、ヨーロッパ諸国

との協力に参加したものの、フランスとイギリスの「欧州統合」を巡る主導権争いに巻き込まれ、外交的立場の確立をヨーロッパ諸国との協力から見出すことが困難な状況に追い込まれてしまった。そのため、「北欧会議」構想が、懐疑的な見方をする人々がいる中でもそのコンセプトが受け入れられ、最終的にスウェーデンがデンマークとノルウェーの意見調整を行う形で「北欧会議」が結成されたのであった。「北欧会議」の形成は、当時のヨーロッパ情勢という外的要因が強く作用し、結果的にスカンディナヴィア諸国に「北欧会議」の形成を選択させたのであった。

このように「北欧会議」は最終的に「コペンハーゲン外相会議」に出席した諸国の外相、特にデンマーク、スウェーデン、ノルウェーの外相間による妥協によって、スカンディナヴィア諸国による緩やかな協議体という位置づけに定着した。また「北欧会議」の設立は、単にスカンディナヴィア諸国が協力を行うだけでなく、各国の外交的立場を明確にするという意味も兼ね備えていた。しかし、こうしたスカンディナヴィア諸国の協力は、ヨーロッパ大陸諸国が当時推進しようとしていた協力、すなわち超国家主義的な統合を目指した協力とは違った性質を帯びることとなった。そして、一九七〇年代のデンマーク、スウェーデン、ノルウェーの「欧州経済共同体 (European Economic Community)」または「欧州共同

体 (European Community)」加盟問題¹⁵⁾が持ち上がるまで両者は異なる道を歩むこととなった。

注

(1) この過程については、Milward, Alan S. *The Reconstruction of Western Europe 1945-51*. London, Routledge, 1984を参照。

(2) 原加盟国はデンマーク、スウェーデン、ノルウェー、アイスランドの四か国である。一九五五年にフィンランドが加盟し、その後フェロー諸島、オーランド諸島、グリーンランドといった自治領も代表を派遣するようになった。現在の「北欧会議」は「ヘルシンキ条約」を基礎としている。近年は、「環バルト海協力」、「環バルテン海協力」、「北極協力」に代表される内海協力のほかに主な活動が向けられている。例えば、大島美穂「冷戦後の北欧諸国と環バルト海協力—ヨーロッパ国際政治の地域化と下位地域—」『国際政治』第一一〇号、一九九五年、三九頁〜五四頁、百瀬宏、志摩園子、大島美穂編『環バルト海—地域協力のゆくえ』岩波書店、一九九五年、百瀬宏、熊野聰、村井誠人編『北欧史』山川出版社、一九九八年、四十一頁〜四十四頁を参照。

(3) 本稿で使用している一次資料は以下の文章ファイルに収められていたものである。Der Nordisk Red' Nordisk udenrigsministermedde i København marts 1952 (デンマーク国立公文書館: Rigsarkivet) 'Ministermöten och skandhavsviskt samarbete (スウェーデン国立公文書館: Riksskriv) ' Nordisk rådsnåpe i Stockholm, Sverige, 3 december 1951 (ス

ンマーク国会図書館: *Folketingset*)、*Stortingens saksarkiv* (ノルウェー国会公文書館 *Stortingarkivet*)。

- (4) これは一九〇七年に設立された機構であり、原加盟国はデンマーク、スウェーデン、ノルウェーの三カ国であった。第一次世界大戦後、フィンランドが加盟している。

- (5) Thorsen, Leif, *Hans Hedtoft: En biografi*. Odense: Odense Universitetsforlag, 1998, pp.290-291.

- (6) *ibid.*

- (7) Forhandling om forslaget om oprettelsen af et nordisk parlamentarisk råd. Onsdag den 14. november 1951, p.3を参照。

- (8) 百瀬宏、熊野聰、村井誠人編『北欧史』山川出版社、一九九八年、三四三頁〜三四四頁。小川有美『計画の政治』と北欧社会民主主義体制の形成『千葉大学法学論集』第十巻第一号、一九九五年、一七五頁〜一七九頁。

- (9) 小川、前掲論文、一七五頁〜一七九頁。

- (10) 小川、前掲論文、一七五頁〜一七九頁。

- (11) ヘーズドフトの提案に賛成した主な人物は、スウェーデン穏健連合党のニルス・ヘルリッツ (Nils Helitz)、ノルウェー労働党のオスカル・トルブ (Oscar Trop)、デンマーク急進左翼党のピアテル・ダールゴー (Beret Dahlgaard)、そしてスウェーデン外相のエステン・ウンダーン (Osten Undén) であった。一方、彼の提案に懐疑的な反応を示した主な人物は、フィンランド議会議長のカール・アウグスト・ファージェルホルム (Karl-August Fagerholm)、ノルウェー右翼党のスヴェン・ニールセン (Sven Nielsen)、そしてスウェーデン社会民主労働者党のエリック・ファースト (Erik Fast) であった。Anderson,

Stanley V., "Negotiation for the Nordic Council", *Nordisk Tidsskrift for International Ret*, XXIII, 1-2, 1963, p.23を参照。

- (12) 起草委員会には「北欧会議構想」の提案者であるヘーズドフトの他に、スウェーデン穏健連合党のニルス・ヘルリッツ (Nils Helitz)、ノルウェー労働党のオスカル・トルブ (Oscar Trop)、フィンランド議会議長のカール・アウグスト・ファージェルホルム (Karl-August Fagerholm)、アイスランド独立党のシグダル・ビヤルナンン (Sigurður Bjarnason) が任命された (*ibid.*)。

- (13) Moravcsik, Andrew, *The Choice for Europe: Social Purpose & Power From Messina To Maastricht*, Ithaca, Cornell University Press, 1998を参照。

- (14) 一九四五年から一九五〇年代前半にかけてのヨーロッパ諸国の動向については、Milward, *op.cit.* 1984, Milward, Alan S., et. al., *The Frontier of Nations Sovereignty: History and Theory 1945-1952*. London, Routledge, 1993, Reynolds, David ed., *The Origins of the Cold War in Europe: International perspectives*. New Haven, Yale University Press, 1994。上原良子「欧州審議会の成立とフランス—欧州統合政策への転換とヨーロッパ運動—のネットワーク」『史論』第五五号、二〇〇二年(a)、上原良子「ヨーロッパ文化」と欧州審議会の成立」『国際政治』第二九号、二〇〇二年(b)、細谷雄一「戦後国際秩序とイギリス外交—戦後ヨーロッパの形成、一九四五年—一九五一年」創文社、二〇〇一年を参照。

- (15) ノルウェーの経済協力構想については、Jensen, Leon Dalgaard, "Denmark and the Marshall Plan, 1947-48: the Decision to Participate", *Scandinavian Journal of History*, Vol.12, No.4, 1988。スウェーデンの「ス

- カンティナウニア中立同盟」構想については、Aalders, Gerard, "The Failure of the Scandinavian Defense Union, 1948-1949", *Scandinavian Journal of History*, Vol.15, No.1, 1990を参照。
- (16) ノーランドは一九四八年、ソ連とフィンランド友好協力相互援助条約を締結していた。
- (17) Statu for det nordiske råd.
- (18) Wendt, Franz, *The Nordic Council and Co-operation in Scandinavia*, Copenhagen, Munksgaard, 1959, p103.
- (19) Forhandling om forslaget om oprettelsen af et nordisk parlamentarisk råd, Onsdag den 14. november 1951, p5.
- (20) *ibid.*, pp.3-5を参照。
- (21) Det nordiske rådet, forslag til imstilling til Danmark, Islands, Norges, og Sveriges regeringer, godkjent av det nordiske interparlamentariske råd den 3. december 1951, pp.3-4.
- (22) Anderson, "op.cit.", 1963, p24.
- (23) St. prp. nr. 118. (1952) Om vedtekter for et nordisk råd, Anderson, "op.cit.", 1963, p24.
- (24) Anderson, "op.cit.", 1963, p24.
- (25) Aneekninger från utrikesministermötet i Köpenhamn den 15 och 16 mars 1952.
- (26) St. prp. nr. 118. (1952) Om vedtekter for et nordisk råd参照。
- (27) Ekstrakt af referat af det nordiske udenrigsministermøde i København den 15. og 16. marts 1952, p1.
- (28) *ibid.*, p1.
- (29) Aneekninger från utrikesministermötet i Oslo den 9-10 mars 1951, p
- 11.
- (30) Ekstrakt af referat af det nordiske udenrigsministermøde i København den 15. og 16. marts 1952, p1.
- (31) 百瀬他編、前掲書、一九九八年、二三五頁～二四〇頁、三四四頁を参照。
- (32) この問題は軍事的側面と経済的側面の両方から成り立つ問題であった。軍事的側面では、将来ドイツが主権国家として復活し、再軍備を行ったときのフランスの安全をどのようの保障するのかということ、経済的側面では、ドイツの経済的優越性、すなわちドイツが豊富な石炭が埋蔵されているルールやザールを所有していることから発するヨーロッパにおける鉄鋼生産力の優越性をどのように解決するか、と二つのことであった。軍事的問題は、フランスが主導する超国家的な「欧州軍」にドイツ軍を参加させるといふブレヴァン・プラン (Plevin Plan) に基づいたヨーロッパ防衛共同体 (European Defence Community: EDC) を形成し、更にヨーロッパ政治共同体 (European Political Community: EPC) を形成して「ドイツ問題」の軍事的側面を解決しようと試みた。しかし、これらの構想が非現実的なものであるとされたため、最終的にドイツの NATO 加盟とフランスと西欧同盟との改組で決着した。経済的側面はシュマン・プラン (Schuman Plan) によって欧州石炭鉄鋼共同体 (European Coal and Steel Community: ECSC) が結成されたことと解決した。
- (33) Ekstrakt af referat af det nordiske udenrigsministermøde i København den 15. og 16. marts 1952, p2.
- (34) *ibid.*, p2.

- (35) *ibid.*, p.2.
- (36) *ibid.*, p.2.
- (37) 「スカンディナビヤ防衛同盟」構想の経緯については、Aalders, Gerard, "op.cit.", 1990を参照。
- (38) Ekstraft af referat af det nordiske udenrigsministermøde i København den 15. og 16. marts 1952, p.3.
- (39) *ibid.*, p.3.
- (40) *ibid.*, p.3.
- (41) *ibid.*, pp.3-4.
- (42) *ibid.*, p.4. このスウェーデンの妥協案は筆者が翻訳した。またカッコ内は筆者が挿入した。⁹⁾
- (43) *ibid.*, p.4.
- (44) *ibid.*, p.4.
- (45) *ibid.*, p.4.
- (46) Resumé af forhandlingerne på det nordiske udenrigsministermøde i København den 15. og 16. marts 1952. Godkendt på det afsluttende møde den 16. marts 1952.
- (47) Ekstraft af referat af det nordiske udenrigsministermøde i København den 15. og 16. marts 1952, p.6.
- (48) Anderson, "op.cit.", 1963, p.29.
- (49) Ekstraft af referat af det nordiske udenrigsministermøde i København den 15. og 16. marts 1952, p.6.
- (50) Resumé af forhandlingerne på det nordiske udenrigsministermøde i København den 15. og 16. marts 1952. Godkendt på det afsluttende møde den 16. marts 1952, p.3.

- (51) Communiqué fra det nordiske udenrigsministermøde, pp.1-2.
- (52) Wendt, *op.cit.*, 1959, p.103. Anderson, *The Nordic Council: A Study of Scandinavian Regionalism*, Seattle, University of Washington Press, 1967, p.24.
- (53) Anderson, "op.cit.", 1963, pp.25-26.
- (54) "ibid.", pp.24-25. デンマークの国内法は Lovtidende A 1957-NR. XXXI, 21 december, Lov om nordisk råd, Nr.292 (Lovtidende for kongeriget Danmark 1957 Afdeling 4) を参照。
- (55) "ibid.", pp.25-26.
- (56) デンマーク、ノルウェーについては、田中俊郎『EUの政治』岩波書店、一九九八年、一五七頁～一六一頁、スウェーデンについては、五月女律子『一九六〇年代のスウェーデンの中立政策と欧州共同体加盟問題』日本国際政治学会二〇〇二年度研究大会分科会C-3 欧州国際政治史・欧州研究、研究報告ペーパーを参照。

「追記」

本稿は、二〇〇三年一月、筑波大学大学院博士課程人文社会科学研究所国際政治経済学専攻に提出した修士論文における研究成果の一部を改定したものである。

(人文社会科学研究所 国際政治経済学専攻 博士課程)